

第23回 定時株主総会 招集ご通知

BS11

日本BS放送株式会社

証券コード 9414

議決権
行使期限 2021年11月16日（火曜日）
午後6時まで

お土産（ノベルティ含む）の配布は
中止とさせていただきます。

- 日時 2021年11月17日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
■場所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール
目次

■第23回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	
<会社提案>	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役9名選任の件	7
第4号議案 監査役3名選任の件	18
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件	23
<株主提案>	
第6号議案 剰余金の処分の件	26
（添付書類）	
事業報告	28
連結計算書類	54
計算書類	57
監査報告書	60

【株主の皆様へのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症に対する予防及び拡散防止のため、ご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット、スマート行使による議決権行使をご活用ください。

※詳細は次頁の「新型コロナウイルス感染症対策について」をご参照ください。

また、会場内の座席は大幅に間隔を空けて配置いたしますので、

ご用意できる座席数は50席程度となっております。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

新型コロナウイルス感染症に対する予防及び拡散防止の観点から、「密閉」「密集」「密接」という所謂「三密」を避け、株主様の安全配慮を重視した結果、当社第23回定時株主総会につきまして、例年よりも所要時間・規模等を縮小し、下記の要領にて開催いたしたいと考えております。

株主様におかれましては、何卒ご理解賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 議決権の行使にあたってはご来場をお控えいただき、**書面（郵送）、インターネット、スマート行使による事前の議決権行使方法をご活用ください。**
なお、詳細につきましては「議決権行使についてのご案内」（2頁）をご参照ください。
また、ご来場を予定されている株主様におかれましては、十分健康にご留意いただき、少しでも体調がすぐれない方、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方などにつきましては、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 会場での「**お土産**」（ノベルティ等含む）、「**ドリンクの配布**」は中止とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の際はマスクの着用、アルコール消毒液の使用など、感染予防にご協力ください。
感染予防対策にご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- 当日は会場受付付近において、ご入場される前に非接触型体温計による体温チェックを実施し、体温の高い方についてはご入場をお断りする場合がございます。
また、会場内で体調が悪いとお見受けした方につきましても、係員がお声がけをさせていただいたうえで退場をお願いする場合がございます。
- 接触感染及び飛沫の飛散による感染リスクを低減するため会場内の座席は大幅に間隔を空けて配置いたします。そのため**ご用意できる座席数が50席程度**と例年に比べ大幅に減少いたしますので、当日の状況によって座席数を超える来場者数となった場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場は空調設備により十分な換気能力を備えておりますが、開会から一定時間が経過するとともに会場の扉を開放し換気を行います。
- 登壇する役員及び係員全員についてマスクを着用したまま実施、進行いたします。
- 本年の株主総会は開催時間を短縮させていただきます。
そのため、円滑・迅速な議事進行を図りますので、報告事項等を一部簡略化いたします。
また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただく場合があります。
- 当日までの感染拡大状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.bs11.jp>）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

以上

証券コード 9414
2021年11月1日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地
日本BS放送株式会社
代表取締役社長兼COO 小野寺 徹

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、株主様におかれましてはご来場をお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（次頁に記載）に従って、書面（郵送）またはインターネット、スマート行使により2021年11月16日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年11月17日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 〈報告事項〉 1. 第23期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第23期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 〈決議事項〉 <会社提案>
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件<株主提案>
 - 第6号議案 剰余金の処分の件

以 上

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.bs11.jp/ir/>）に掲載させていただきます。なお、本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、「連結注記表」「個別注記表」につきましては、当社定款第15条の規定に基づき当該ウェブサイトにてご提供しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

※当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様のご大切な権利でございます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございますが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット、スマート行使により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席

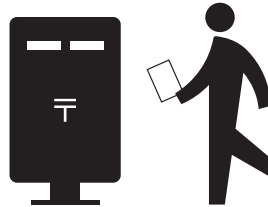


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年11月17日（水曜日）
午前10時（午前9時開場）

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年11月16日（火曜日）
午後6時到着分まで

インターネット



次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。スマートフォンからはQRコードでも行使可能です。

行使期限

2021年11月16日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

本定時株主総会においては、株主様1名より、株主提案が行われております。

第1号議案は会社提案、第6号議案は株主提案です。

・各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

・第6号議案は第1号議案の対案ですので、双方に賛成されないようご留意下さい。

双方に賛成のご表示がされている場合は、双方について無効としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード*¹をスマートフォン等*²でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

ID・パスワード不要の「スマート行使[®]」で議決権行使をかんたんに!!

注意
「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**



- 

同封の議決権行使書の右下にログインQRコードが記載されています。
- 

スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。
- 

ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。
- 

「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右面の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2021年11月16日（火曜日）午後6時となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

【上記以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。】

フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案 (第1号議案から第5号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。財務体質の強化と内部留保の充実を考慮し、将来の事業拡大等を総合的に勘案したうえで、長期にわたり安定した利益配当を継続していくことを利益配当の基本方針としています。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき20円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、356,077,900円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年11月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会および取締役会の柔軟かつ機動的な運営を可能とする事を目的に、現行定款第14条および第23条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

※下線部分は今回の変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>代表取締役に事故もしくは支障がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>代表取締役に事故もしくは支障がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現取締役8名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営基盤を強化し管理体制の充実を図るため、1名増員し取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問により構成員の過半数を社外役員が占める指名委員会にて審議し、その答申に基づき決定しております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当			
1	さいとう ともひさ 齋藤 知久	代表取締役会長 兼 CEO 経営全般担当		再任	
2	おの であら とおる 小野寺 徹	代表取締役社長 兼 COO 社長執行役員 経営全般、営業統括、経営戦略局、 報道局、コンプライアンス担当		再任	
3	たさき かつや 田崎 勝也	取締役常務執行役員 営業戦略局、アニメbiz局、制作局、 配信コンテンツbiz局、 トータルマーケティング&PR局担当		再任	
4	ひらやま なおき 平山 直樹	取締役 兼 CFO 常務執行役員 総務局、人事局、ファシリティ管理室担当 兼 内部統制担当、働き方改革推進委員長		再任	
5	えん どう ひろし 遠藤 寛	取締役執行役員 編成局、技術局担当		再任	
6	こん どう かずゆき 近藤 和行	顧問		新任	
7	あら い よしあき 新井 良亮	取締役	再任	社外	独立
8	やま ぐち かおり 山口 香	取締役	再任	社外	独立
9	むら た ひろふみ 村田 博文	取締役	再任	社外	独立

再 任

候補者 番号 1	さい とう とも ひさ 齋藤 知久	生年月日 1949年1月18日生	所有する当社の株式の数 8,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1978年11月	小西六写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社		
1987年4月	Konica Singapore,Pte.Ltd. 代表取締役社長		
2003年6月	コニカミノルタホールディングス株式会社 執行役		
2005年4月	Konica Minolta Photo Imaging U.S.A. Inc. 代表取締役社長		
2006年5月	コニカミノルタホールディングス株式会社 執行役 兼 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社 取締役		
2009年6月	株式会社ビックカメラ 入社		
2009年6月	当社出向 執行役員営業担当		
2009年11月	当社取締役営業局長 兼 営業開発部長		
2014年9月	当社代表取締役副社長		
2015年3月	当社代表取締役会長		
2015年11月	当社代表取締役会長 兼 社長 経営戦略局担当		
2018年11月	当社代表取締役会長 兼 CEO 経営全般担当（現任）		
取締役候補者とした理由			
齋藤知久氏は、経営者としての豊富な経験を有していると共に、当社の組織体制をリードしてきた実績を踏まえ、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

再 任

候補者 番号 2	お の ぞら とおる 小野寺 徹	生年月日 1957年11月30日生	所有する当社の株式の数 7,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1981年 4 月	日本テレビ放送網株式会社 入社		
2003年 6 月	日本テレビ放送網株式会社 コンテンツ事業局出版部長		
2006年 7 月	同社編成局宣伝部長		
2008年 7 月	株式会社 B S 日本 出向		
2011年 6 月	同社取締役営業局長		
2014年12月	当社入社 執行役員マーケティング室長		
2015年11月	当社常務取締役編成局、制作局、営業局、マーケティング局、報道局、技術局担当		
2017年11月	当社代表取締役副社長編成局長 兼 報道局、技術局、次世代メディア局担当		
2018年11月	当社代表取締役社長 兼 COO 社長執行役員 営業局、営業業務推進局、報道局、報道OA局、次世代メディア局担当		
2020年 9 月	当社代表取締役社長 兼 COO 社長執行役員 経営全般、営業統括、経営戦略局、報道局、コンプライアンス担当（現任）		
取締役候補者とした理由			
小野寺徹氏は、B S を含む放送業界全般における幅広い業務の経験と、高い見識を有しており、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

再 任

候補者 番号 3	た さき か つ や 田崎 勝也	生年月日 1961年10月29日生	所有する当社の株式の数 4,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1987年12月	社団法人民間活力開発機構（現 一般社団法人民間活力開発機構）入構		
2002年10月	株式会社電通 入社		
2007年10月	当社入社 営業2部担当部長		
2013年6月	当社執行役員営業局長		
2015年11月	当社取締役営業局長		
2017年11月	当社常務取締役ソリューション営業局長 兼 営業局担当		
2021年8月	当社取締役常務執行役員 営業戦略局、アニメbiz局、制作局、配信コンテンツbiz局、 トータルマーケティング&PR局担当（現任）		
取締役候補者とした理由			
田崎勝也氏は、広告業界における豊富な経験と、当社営業部門における十分な実績を有していることから、 取締役としての選任をお願いするものであります。			

再 任

候補者 番号 4	ひら やま なお き 平山 直樹	生年月日 1961年4月2日生	所有する当社の株式の数 4,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1985年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行		
2013年5月	当社出向 編成局編成マーケティング部長		
2014年6月	当社入社 執行役員メディア戦略局長		
2015年9月	当社執行役員経営戦略局長		
2016年11月	当社取締役経営戦略局長		
2018年11月	当社取締役常務執行役員 コントローラー 兼 経営戦略局、総務・人事局、技術局担当 兼 マーケティング・コミュニケーション局長		
2021年8月	当社取締役 兼 CFO 常務執行役員 総務局、人事局、ファシリティ管理室担当、内部統制担当 兼 働き方改革推進委員長（現任）		
取締役候補者とした理由			
平山直樹氏は、金融機関における豊富な経験と、当社におけるメディア戦略部門、経営戦略部門における十分な実績を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

再 任

候補者 番号 5	えん どう 遠藤	ひろし 寛	生年月日 1969年3月19日生	所有する当社の株式の数 1,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
1995年4月	日昇電気 入社			
2001年7月	日本ビーエス放送株式会社（現 当社）入社			
2007年7月	当社編成部 番組開発・技術部長			
2015年11月	当社執行役員 技術局長			
2020年11月	当社取締役執行役員 総務企画局、編成局、技術局担当			
2021年8月	当社取締役執行役員 編成局、技術局担当(現任)			
取締役候補者とした理由				
遠藤寛氏は、放送技術分野における高い見識と、当社における技術部門、編成部門において十分な実績を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。				

新任

候補者 番号 6	こん どう かず ゆき 近藤 和行	生年月日 1962年2月10日生	所有する当社の株式の数 — 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1984年4月	株式会社読売新聞社（現 株式会社読売新聞東京本社）入社		
2007年2月	同社東京本社 編集委員		
2016年4月	同社論説委員 兼 編集委員		
2019年4月	同社調査研究本部総務		
2020年6月	札幌テレビ放送株式会社 取締役 報道局・コンプライアンス推進室担当		
2021年10月	株式会社読売新聞東京本社 メディア局総務		
2021年10月	当社顧問(現任)		
取締役候補者とした理由			
<p>近藤和行氏は、新任の取締役候補者であります。</p> <p>新聞社、放送局における幅広い業務の経験と、高い見識を有しており、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

再任

社外

独立

候補者 番号 7	あら い 新井	よし あき 良亮	生年月日 1946年9月1日生	所有する当社の株式の数 7,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
1966年4月	日本国有鉄道 入社			
1987年4月	東日本旅客鉄道株式会社 入社			
2011年6月	同社 代表取締役副社長事業創造本部長 兼 株式会社ルミネ 代表取締役社長			
2013年11月	当社取締役（現任）			
2017年6月	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役（現任）			
2019年6月	株式会社ルミネ 相談役（現任）			
2019年6月	公益社団法人日本鉄道広告協会 会長（現任）			
2020年5月	株式会社パルグループホールディングス 社外監査役（現任）			
(重要な兼職の状況)				
株式会社ルミネ 相談役				
株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役				
公益社団法人日本鉄道広告協会 会長				
株式会社パルグループホールディングス 社外監査役				
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割				
新井良亮氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに現在も当社取締役会の意思決定に際して適切な意見を頂いております。今後もその経験と見識を活かし、取締役会の意思決定に際して適切な指導を頂くことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。				

再任

社外

独立

候補者 番号 8	やま ぐち 山口	かおり 香	生年月日 1964年12月28日生	所有する当社の株式の数 — 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
2007年 4 月	武蔵大学 人文学部教授			
2008年 4 月	国立大学法人筑波大学大学院 人間総合科学研究科准教授			
2011年10月	国立大学法人筑波大学 体育系准教授			
2014年 6 月	コナミホールディングス株式会社 社外取締役（現任）			
2015年11月	当社取締役（現任）			
2018年 1 月	国立大学法人筑波大学 体育系教授（現任）			
(重要な兼職の状況)				
国立大学法人筑波大学 体育系教授				
コナミホールディングス株式会社 社外取締役				
東京都教育委員会 委員				
公益財団法人日本サッカー協会 理事				
公益財団法人日本バレーボール協会 理事				
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割				
山口香氏は、女子柔道界の先駆者でありスポーツ文化の向上に多大な貢献をされ、現在は国立大学で教鞭を執る等、様々な分野で活躍されております。同氏の豊富な経験と幅広い見識は、当社の継続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断しており、独立した客観的且つ多様な観点からの経営の監督・チェック機能の一層の強化、スポーツを含む番組全般に対する助言・提案を頂けることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。				

再任

社外

独立

候補者 番号 9	むら た ひろ ふみ 村田 博文	生年月日 1947年2月10日生	所有する当社の株式の数 — 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
1970年4月	株式会社産業経済新聞社 入社		
1977年5月	株式会社財界研究所 入社		
1988年9月	同社「財界」編集長		
1991年9月	同社取締役編集長		
1992年9月	同社代表取締役社長 兼 主幹（現任）		
2003年6月	学校法人拓殖大学 理事（現任）		
2018年11月	当社取締役（現任）		
(重要な兼職の状況) 株式会社財界研究所 代表取締役社長兼主幹 学校法人拓殖大学 理事 公益財団法人本庄国際奨学財団 評議員			
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
村田博文氏は新聞社、総合ビジネス誌編集長、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後もその経験と見識を活かし、取締役会の意思決定に際して適切な指導を頂くことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 齋藤知久氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラに2009年6月入社後、同月当社に出向しており、過去10年間に同社の業務執行者であったことはありません。また、同社を2012年8月に退職しております。
3. 当社は、全取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補するものであります。本議案が承認可決され各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約を更新する予定であります。
4. 新井良亮氏、山口香氏、村田博文氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
5. 新井良亮氏、山口香氏、村田博文氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
6. 新井良亮氏は、株式会社ルミネの相談役及び株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役、公益社団法人日本鉄道広告協会の会長、株式会社パルグループホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
7. 山口香氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
8. 村田博文氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
9. 新井良亮氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
10. 山口香氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
11. 村田博文氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
12. 当社は新井良亮氏、山口香氏、村田博文氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され各社外取締役候補者が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役横山浩司氏及び伊藤秀行氏は任期満了となりますので、監査体制の更なる強化を目的として監査役を1名増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の地位			
1	よこやま ひろし 横山 浩司	常勤社外監査役	再任	社外	独立
2	いとう ひでゆき 伊藤 秀行	非常勤社外監査役	再任	社外	
3	おぐら ひでまさ 小椋 英正	補欠監査役	新任	社外	独立

再任

社外

独立

候補者 番号 1	よこやま ひろし 横山 浩司	生年月日 1955年3月22日生	所有する当社の株式の数 2,000株
略歴、地位及び重要な兼職の状況			
1977年4月	小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社		
2001年6月	コニカビジネスマシン株式会社（現コニカミノルタジャパン株式会社）出向 経理部長		
2006年4月	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社（現 コニカミノルタジャパン株式会社）取締役経理業務統括部長兼経理部長		
2010年4月	コニカミノルタ株式会社 経理部長		
2017年11月	当社常勤監査役（現任）		
2018年1月	株式会社理論社 監査役（現任） 株式会社国土社 監査役（現任）		
(重要な兼職の状況) 株式会社理論社 監査役 株式会社国土社 監査役			
社外監査役候補者とした理由			
横山浩司氏は、事業会社の経理担当取締役として、財務・会計及び経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、これまで約4年間にわたり常勤社外監査役として当社の監査に有用な意見を頂いてまいりました。今後もその知識と経験を基に当社の監査に有用な意見を頂けることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

再任

社外

候補者 番号 2	いとう ひでゆき 伊藤 秀行	生年月日 1944年4月17日生	所有する当社の株式の数 7,500株
略歴、地位及び重要な兼職の状況			
1963年4月	東京国税局入局		
2002年7月	雪谷税務署税務署長		
2003年7月	税理士登録		
2003年7月	株式会社ビックカメラ 総務部担当部長		
2004年11月	同社常勤監査役		
2011年1月	株式会社理論社 監査役		
2012年11月	当社常勤監査役		
2017年11月	当社非常勤監査役（現任）		
2018年3月	株式会社レナサイエンス 社外監査役（現任）		
(重要な兼職の状況) 株式会社レナサイエンス 社外監査役			
社外監査役候補者とした理由			
伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、専門性の高い財務及び会計の知見を有し、当社の監査役を約9年にわたり務めて頂いてまいりました。今後もその専門性の高い知見と経験に基づき当社の監査に有用な意見を頂けることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

新任

社外

独立

候補者 番号 3	おぐら ひでまさ 小椋 英正	生年月日 1954年1月21日生	所有する当社の株式の数 500株
略歴、地位及び重要な兼職の状況			
1977年4月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行		
2005年5月	みずほキャピタル株式会社 常務取締役		
2009年9月	東京短資株式会社 執行役員営業審査部長		
2014年11月	当社監査役		
2016年4月	株式会社エクソーラメディカル 社外取締役		
2016年4月	東京短資株式会社 常務執行役員経営管理部長 兼 審査部長		
2018年11月	当社補欠監査役 (現任)		
2020年2月	東京短資株式会社 顧問		
社外監査役候補者とした理由			
<p>小椋英正氏は、新任の社外監査役候補者であります。</p> <p>金融機関等における豊富な経験を有しており、同氏には社外監査役として客観的かつ適切な意見を頂けることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 伊藤秀行氏は当社の親会社である株式会社ビックカメラを2012年11月に退職しております。また、過去10年間に同社の業務執行者であったことはありません。
3. 当社は、全監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補するものであります。本議案が承認可決され各監査役候補者が選任された場合、当該保険契約を更新する予定であります。
4. 横山浩司氏、伊藤秀行氏、小椋英正氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
5. 横山浩司氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。同氏及び小椋英正氏が監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、独立役員とし届け出る予定であります。
6. 伊藤秀行氏は、株式会社レナサイエンスの社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
7. 横山浩司氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
8. 伊藤秀行氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
9. 当社は横山浩司氏及び伊藤秀行氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され各社外監査役候補者が選任された場合、両氏との間の上記責任限定契約を継続するとともに、小椋英正氏との間でも上記契約と同様の契約を締結予定であります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件

本議案は、令和元年会社法改正に対応したものであり、現在取締役に付与している株式報酬型ストック・オプションの内容を実質的に変更するものではありません。

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、2017年11月14日開催の第19回定時株主総会において、年額50百万円以内とする旨ご承認いただき、現在に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）の施行（併せて以下「令和元年会社法改正」という）により、取締役の報酬として株式報酬型ストック・オプションを付与する際の株主総会決議事項が規定されたことを受け、第19回定時株主総会決議で定めた内容について令和元年会社法改正に伴う記載の追加等の変更をした上で、改めて当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、年額50百万円以内の範囲で現行の株式報酬型ストック・オプション制度を継続すべく、お願いするものであります。なお、現在の当社取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

本株式報酬型ストック・オプション制度は、対象取締役が新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあること及び下記の内容を含む新株予約権割当契約を締結することを条件に、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与するものです。

なお、本株式報酬型ストック・オプション制度は、取締役会の決議により定めた当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（招集ご通知41ページ参照）に沿うものであり、また、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的とするものであり、本議案の内容は相当と考えております。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。ただし、本総会決議の日以降、上記（1）に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるもの

とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

＜株主提案（第6号議案）＞剰余金の処分の件

第6号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものです。

なお、当該株主の保有議決権の個数は300個です。

以下、議案の件名、提案内容及び提案理由は、提案株主から提出された議案提案書の原文のまま記載しております。

1. 議案の要領

ア.配当財産の種類

金銭

イ.配当財産の割当てに関する事項およびその総額

貴社普通株式 1株につき金50円

配当総額 金50円に令和3年8月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額

ウ.剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日の翌営業日

エ.配当金支払い開始日

本株主総会開催日の7営業日後

2. 提案の理由

貴社は2021年8月期の連結業績予想において1株当たり当期純利益を86.10円と予想しているところ、同期配当予想については20円に留まっています。一方、貴社は2021年5月31日現在、現金及び預金を12,080百万円保有しています。これらの状況に鑑みると、配当を増額することによって株主還元を強化するとともに資本効率を改善することは、貴社企業価値向上のために有益であることから、本提案を致します。

第6号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。当社は、BSデジタル放送事業者という高い公共性に鑑み、永続的かつ健全な経営の維持に努めるため、財務体質の強化と内部留保を確保するとともに、利益配分については、長期にわたり安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

この方針に則り、単年度の業績を考慮しつつ、前年対比で減配とならないよう、コストコントロールを徹底し、利益配当を継続的かつ安定的に実施してまいりました。

放送業界を取り巻く環境は、デジタル化に伴う動画広告市場の急拡大や、スマートフォン・タブレット端末等による視聴環境の多様化、衛星放送への新規参入事業者の放送開始等々、変化が激しさを増しております。このような中、将来的な放送事業の安定成長のための継続的な設備投資や人材確保費用等が必要不可欠であり、特に今後予想される4K／8K放送開始に対する設備投資、コンテンツ制作強化、ネット配信をはじめとする新規事業への投資等のため、十分な内部留保の確保が必要と考えております。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化も注視しつつ、今後も短期的な業績に左右されず、長期的に企業価値の一層の拡大を図るとともに、長期にわたり当社株式を保有いただいている多くの株主様に対し、安定配当の維持及び向上に努めながら株主価値の向上を目指していくという観点から、本株主提案には反対いたします。

○議決権行使書用紙ご記入の際のご注意

各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

第1号議案と第6号議案の双方に賛成のご表示がされている場合は、当該議決権行使は無効としてお取り扱いいたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

全体的概況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナウイルス」といいます。）の感染拡大に伴い、再び都市部を中心とした緊急事態宣言が発令されるなど、依然として厳しい状況が続いておりますが、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、個人消費に持ち直しの動きが期待されています。

当社を取り巻くB S デジタル放送業界は、デジタル放送受信機の普及に伴い、視聴可能世帯数の割合は全世帯の77.1%（「B S 世帯普及率調査」(株)ビデオリサーチ調べ）で推移しております。衛星放送メディア関連の広告費は、1,173億円（前期比92.6%）となり、そのうち70%強は当社を含むB S デジタル放送事業が占めております。（「2020年 日本の広告費」(株)電通調べ）

このような状況下、当社は「質の高い情報を提供することで 人々に感動を与え 幸せな社会づくりに貢献します」を経営理念として、オリジナル色の強化、良質コンテンツの拡充に努め、自社制作の特別番組やアジアドラマ、ヨーロッパミステリー、アニメ等の番組が好評により、企業広告収入が堅調に推移いたしました。

当連結会計年度では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ソーシャルディスタンスを確保するためWE B会議システム等を活用したリモート収録を行う等、感染拡大の防止と良質な自社制作番組と外部リソースの最適なミックスにより視聴者需要の充足を両立させるべく邁進いたしました。

[レギュラー番組]

報道番組では、国内外の政治・経済・スポーツ・健康・医療・文化などをテーマに、毎回さまざまなゲストを迎える『報道ライブ インサイドOUT』に加え、最新ニュースをいち早くお伝えする『速報ニュース インサイドOUT』を2021年2月に放送開始。中小企業やベンチャー企業に焦点を当てた『NEXT company』では、「SDGs」「M&A」「DX」など次世代の企業に必要な情報を発信しております。

スポーツ番組では、各界の著名人をゲストに迎えるゴルフテクニック満載の本格派ゴルフ番組『諸見里しのぶ 実践 ゴルフテク!』を2021年5月より放送開始。また、レギュラーシーズンの試合の様態をお届けしている日本女子ソフトボールの2021年リーグ後半戦開幕特別番組として『全力応援! 女子ソフトボール 2021激闘リーグ戦の展望』を2021年8月に放送。さらに、レギュラー放送の『BSイレブン競馬中継』に加え、地方競馬の重賞レースを生中継でお届けした『2021帝王賞生中継』『2021ジャパンダートダービー生中継』を放送、プロバスケットボールBリーグの情報番組『マイナビ Be a booster!』は5年目を迎えました。

紀行番組『太田和彦のふらり旅 新・居酒屋百選』では、コロナ禍に負けず暖簾を守る名店を紹介。この番組は、ローカル局やCS局への番組販売を実施し、ご好評を頂いております。その他、豪華ゲストを迎えコンサート形式で昭和の名曲をお届けする『八代亜紀いい歌いい話』、無料BS放送唯一のバイク専門番組『大人のバイク時間 MOTORISE』、(株)京都放送との共同制作番組『京都浪漫 悠久の物語』等、内容をより一層充実させて放送しております。

また、更なる視聴者獲得のため、世界最大級のドキュメンタリーチャンネルである「ディスカバリーチャンネル」が誇る豊富で良質な作品群の中から、特に評価と人気の高い作品を厳選し『ディスカバリー傑作選』として放送しているほか、ドラマジャンルの拡充にも努めており、ヨーロッパミステリー『FLIGHT HS13』、中国ドラマ『オリジナル・シンー原生之罪-』、『大唐女法医~Love&Truth~』、韓国ドラマ『A-TEEN』、台湾ドラマ『私の隣に元カレ』等は日本初放送をいたしました。

[特別番組]

日本の魅力を再発見する「祝日」シリーズとして、『昭和の日スペシャル 驚き! 昭和の庶民遺産』、『みどりの日スペシャル 未来を変えるSDGsの扉』、『海の日スペシャル 長野博のニッポンが誇る海の匠たち』、『山の日スペシャル よるこ濱口山のぼり隊』を放送いたしました。また、『さかなクンの東京湾、全部釣っちゃうギョ!』では気候変動や海洋汚染から海を守るSDGsの取り組みを紹介、当社では同様に報道番組をはじめとした幅広い番組でサスティナビリティの実現に向けた情報発信を行っております。

BS放送視聴者に人気の高い歴史や紀行をテーマとした特別番組では、歴史好きの嘶家春

風亭昇太さんのこだわり満載の『春風亭昇太のこだわり歴史嘸』、戦国から近代まで、歴史上の人物の偉業や人柄を一枚の履歴書としてまとめる新感覚番組『偉人・素顔の履歴書』、全国各地40のローカル線で楽しめる「鉄印帳」集めを体験する『私たち鉄印帳はじめます。』、脳を鍛える知的紀行バラエティ『そうだ脳トレの旅に出掛けよう』、最高の癒しを求めて日本一の大河・長野県千曲川をカヤックで巡る『川を歩く ふるさと カヤックの旅』、各地の道の駅から季節の絶景・ご当地グルメ・歴史・文化を紹介する『道の駅で逢いましょう』を放送いたしました。

また、東日本大震災から10年の節目にあたり、報道特別取材番組『報道ライブ インサイドOUT 特別取材 震災から10年 福島のいま、そして未来』、被災地応援番組『おいしい缶詰ツーリズム～食べて飲んで東北にエールを！～』を放送。その他、『お掃除バラエティ 飯尾家のピカピカ生活』、『GS I LOVE YOU～あの時君はすごかった!!～』、『追悼...なかにし礼 ラスト・メッセージ』、『柳家喬太郎の笑って免疫力UP!寄席』等、幅広い視聴者層に向けて放送いたしました。そして、毎年恒例の(株)京都放送との共同制作番組『京都紅葉生中継2020～古都に息づく「赤」の世界～』、『京都夜桜生中継2021～日本映画発祥の地に咲く桜物語～』、『生中継！京都五山送り火2021』を放送。全国各地のローカル局10社と共同制作したミニ番組『桜前線2021 全国キャスターリレー！～神社仏閣に咲く桜～』、東京メトロポリタンテレビジョン(株)、(株)京都放送と3社共同制作の『京都画報』、(株)岐阜放送との共同制作番組『流れ星の冬の飛騨高山まんきつ旅』、『おいでよ和歌山 遊び！働く！ワーケーション！』等、ローカル局とのコラボレーション施策も積極的に実施いたしました。また、放送周辺事業の拡大を目的に開始し、3年目を迎えた『BS11CUP全日本eスポーツ学生選手権大会』については、インターネットによるオンライン予選を実施。決勝大会は、生放送及び当社運営サイト「BS11オンデマンド」にて無料見逃し配信を行いました。

上記の他、「BS11オンデマンド」では、『報道ライブ インサイドOUT』、『大人のバイク時間 MOTORISE』をはじめとしたレギュラー番組に加え、『私たち鉄印帳はじめます。』、『偉人・素顔の履歴書』、『柳家喬太郎の笑って免疫力UP!寄席』等の特別番組も放送後に無料配信を行い、視聴者ニーズの充足に努めております。

[アニメ関連事業]

「ANIME+」枠では、製作委員会出資作品の『SSSS.DYNAZENON』、『転生したらスライムだった件』、『チート薬師のスローライフ～異世界に作ろうドラッグストア～』、『ひぐらしのなく頃に 業』、『ひぐらしのなく頃に 卒』、『死神坊ちゃんと黒メイド』等を含め、毎クール約40タイトルのアニメ関連番組を放送。また、当社のオリジナルアニメ関連情報番組の『アニゲー☆イレブン!』は、今年10月に7年目を迎え、森口博子さんが司会を務めるアニメソング番組『Anison Days』と共に、幅広い世代の視聴者からご好評を得ております。

他にも世界最大規模のアニメソングライブイベント「Animelo Summer Live 2021-COLORS-」を(株)ドワンゴ、(株)文化放送と共同主催し、当社でのテレビ独占放送が決定しております。今年で7回目の出展となるアニメイベント「AnimeJapan 2021」では、コロナ禍によりオンライン開催となる中、初の試みとしてBS11公式YouTubeチャンネルにて、新作アニメの人気声優陣によるトークショーなどを生ライブ配信。アイドルバラエティ番組『虹のコンキスタドールが本気出しました!～Next Stage～』は、各動画配信サービスにて見逃し配信を行っており、視聴者との接触チャネルの拡大に努めております。

また、今の時代を生きる子供たちに素敵な絵本との出会いを贈る『今日のえほん』は、グループ会社である(株)理論社、(株)国土社の児童書を映像化し、俳優の室井滋さんによる読み聞かせ番組として放送しております。「アニメプラス」枠、「キッズアニメ∞ (むげんだい)」枠と共に、子供から大人まで幅広い視聴者に好評を得ております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 12,004,411千円（前期比 5.4%増加）となりました。営業利益は 2,669,665千円（前期比 21.9%増加）、経常利益は 2,741,994千円（前期比 24.9%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は 1,866,311千円（前期比 25.2%増加）となりました。

部門別概況

企業集団の部門別の売上については次のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
放送事業収入	10,768,599	89.7
その他収入	1,235,812	10.3
合計	12,004,411	100.0

2. 資金調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、332,762千円であります。その主な内容は、新HDマスター・統合バンク設備更新 245,453千円等であります。

なお、設備投資は自己資金を充当し、当連結会計年度中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

3. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第20期 (2018年8月期)	第21期 (2019年8月期)	第22期 (2020年8月期)	第23期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売 上 高 (千円)		12,494,143	12,601,228	11,394,190	12,004,411
営 業 利 益 (千円)		2,427,669	1,693,907	2,189,709	2,669,665
経 常 利 益 (千円)		2,425,745	1,698,732	2,195,327	2,741,994
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		1,659,015	1,158,713	1,490,491	1,866,311
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		93.19	65.08	83.72	104.83
総 資 産 (千円)		19,208,656	19,993,047	21,419,983	22,972,905
純 資 産 (千円)		16,839,936	17,665,865	18,800,278	20,316,171
1 株 当 た り 純 資 産 (円)		945.63	991.73	1,055.45	1,140.28

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ビックカメラで、同社は当社の株式を10,930,136株（持株比率 61.39%）保有しております。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、主に番組のスポンサー契約を締結し、収入を得ております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より番組スポンサー契約に基づく放送収入等を得ており、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取り締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	事業内容
株式会社理論社	10	100.0	児童書等の出版・販売
株式会社国土社	10	100.0	児童書等の出版・販売

6. 対処すべき課題

経営戦略実行のため、当社の対処すべき課題は、以下の2点です。

① 「6つの力」の強化・実践

当社は前期に引き続き「マーケティング力」、「企画力」、「戦略構築力」、「実行力」、「変化対応力」、「改革推進力」の強化・実践を基本戦略と位置付けております。

急激な変化を続ける経営環境を敏感に感じ取り、過去にとらわれず常に新たな挑戦を続け、充実したデータベースの分析と活用により潜在的な需要を喚起し、皆様のニーズを的確に捉えた企画を立案、環境変化に応じた資源に対する効率的かつ効果的な戦略構築と、知恵と知識を結集して戦略を強力に実行、これら6つの「力」を強化・実践してまいります。

② 「Value 5-2022」の強力な推進

「6つの力」を具現化する重点施策として前期に策定した「Value 5」を現在の当社の環境に合わせて修正し推進しております。

1. 「コンテンツ強化」…マルチユースを前提としたコンテンツの企画制作
2. 「配信ビジネス、新規事業開発と収益化」…アーカイブを含む自社コンテンツの活用
3. 「アニメ事業の強化と発展」…アニメ番組の強化、周辺事業への発展
4. 「コラボレーション施策の推進」…番組共同制作をはじめとした協力関係の強化
5. 「情報番組の新規、深耕開拓」…戦略に基づく新規開拓、新規企画の共同開発

以上、修正し洗練した「Value 5-2022」を強力に推進してまいります。

7. 主要な事業内容

区 分	内 容
放送事業収入	タイム収入、スポット収入
その他収入	番組制作料、番組販売料、書籍の販売他

8. 主要な営業所

当社	日本BS放送株式会社	本社	(東京都千代田区)
子会社	株式会社理論社	本社	(東京都千代田区)
子会社	株式会社国土社	本社	(東京都千代田区)

9. 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比
放送事業	96名	1名増
その他事業	25名	1名増
合計	121名	2名増

(注) 使用人数には、派遣社員14人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数		平均年齢
	当事業年度末	前事業年度比増減	
男性	63名	増減なし	46.7歳
女性	33名	1名増	40.2歳
合計又は平均	96名	1名増	44.5歳

(注) 1. 使用人数には、派遣社員11人は含まれておりません。
2. 平均年齢は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
(2) 発行済株式の総数 17,803,895株 (自己株式137株を除く)
(3) 資本金 4,183,936千円
(4) 株主数 37,823名
(5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ビックカメラ	10,930,136	61.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	276,300	1.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	273,600	1.54
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	218,200	1.23
株式会社テレビ東京ホールディングス	210,000	1.18
株式会社毎日映画社	111,340	0.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	105,700	0.59
株式会社毎日新聞社	98,320	0.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	94,100	0.53
株式会社NTTドコモ	80,000	0.45

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2017年11月14日	2018年11月13日	2020年11月11日
新株予約権の数	42個	46個	55個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,200株	普通株式 4,600株	普通株式 5,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円(1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円(1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円(1株当たり1円)
権利行使期間	2017年11月30日から2047年11月29日まで	2018年11月29日から2048年11月28日まで	2020年11月27日から2050年11月26日まで
行使の条件	<p>新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		
役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数3,000株 保有者数 4人	新株予約権の数 46個 目的となる株式数4,600株 保有者数 4人	新株予約権の数 55個 目的となる株式数5,500株 保有者数 4人

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立

の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、表中の新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使条件
表中の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
新株予約権者が権利行使をする前に、表中の新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項（2021年8月31日現在）
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項（2021年8月31日現在）

1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 CEO	齋 藤 知 久	経営全般
代表取締役社長 兼 COO	小 野 寺 徹	社長執行役員 経営全般、営業統括、経営戦略局、報道局、コンプライアンス担当
取 締 役	田 崎 勝 也	常務執行役員 営業戦略局、アニメbiz局、制作局、配信コンテンツbiz局、トータルマーケティング&PR局担当
取 締 役 兼 CFO	平 山 直 樹	常務執行役員 総務局、人事局、ファシリティ管理室担当、内部統制担当 兼 働き方改革推進委員長
取 締 役	遠 藤 寛	執行役員 編成局、技術局担当
取 締 役	新 井 良 亮	株式会社ルミネ 相談役 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 公益社団法人日本鉄道広告協会 会長 株式会社パルグループホールディングス社外監査役
取 締 役	山 口 香	国立大学法人筑波大学 体育系教授 コナミホールディングス株式会社 社外取締役 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本サッカー協会 理事 公益財団法人日本バレーボール協会 理事
取 締 役	村 田 博 文	株式会社財界研究所 代表取締役社長兼主幹 学校法人拓殖大学 理事 公益財団法人本庄国際奨学財団 評議員
常 勤 監 査 役	横 山 浩 司	株式会社理論社 監査役 株式会社国土社 監査役
監 査 役	川 村 仁 志	株式会社ビックカメラ 代表取締役副社長 副社長執行役員 内部統制・内部監査管掌
監 査 役	伊 藤 秀 行	株式会社レナサイエンス 社外監査役

- (注) 1. 取締役新井良亮氏、山口香氏及び村田博文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役新井良亮氏、山口香氏及び村田博文氏、監査役横山浩司氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役横山浩司氏及び伊藤秀行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
5. 当社は、全取締役及び全監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金については、填補の対象外としております。なお、保険料については全額当社が負担しております。
6. 監査役伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の10名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員 制作局長	磯ヶ谷 好 章
執行役員 配信コンテンツbiz局長	羽 川 寛
執行役員 経営戦略局長 兼 経営戦略部長	阿久井 香 織
執行役員 報道局長	松 友 大 輔
執行役員 営業局長 兼 営業部長	小 島 孝 浩
執行役員 営業業務推進局長 兼 営業業務推進部長	長 島 勝 美
執行役員 トータルマーケティング&PR局長	磯 部 なつみ
執行役員 編成局長	宮 坂 奈緒美
執行役員 技術局長 兼 放送技術部長	堀 内 大 緑
執行役員 人事局長 兼 人事部長	米 澤 宇 隆

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年8月31日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

(1) 役員報酬の基本方針及び体系・構成

当社の取締役の報酬体系は、中長期的な業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的に設定する。取締役の個人別の報酬の決定に際しては役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成する。

なお、社外取締役については、客観的立場から企業経営の状況と取締役の職務の執行をチェックする役割を担うことから、固定報酬のみとする。

(2) 固定報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針及び固定報酬に関する事項

固定報酬（金銭報酬）は、各取締役の役職や職責を踏まえ人事部門が個人別の固定報酬原案を作成する。社外取締役の固定報酬は、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮する。その後、取締役の個人別の報酬等の決定について取締役会から一任された報酬委員会が決定した額を月次の報酬として支給する。

(3) 業績連動報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針及び業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬（金銭報酬）は、当社の業績や取締役個人の役職や職責、評価に応じて人事部門が個人別の報酬原案を作成する。その後、取締役の個人別の報酬等の決定について取締役会から一任された報酬委員会が決定した額を月次の報酬として支給する。

業績連動報酬は、会社業績、個人業績によって算定された額の合計額とする。会社業績の業績指標は中長期的な業績の向上を図るうえで客観的な指標となる連結・単体の売上高及び営業利益を業績指標とし、役職別基準報酬に業績に応じた値を乗じて算出する。また、個人業績の指標は各管掌職務の達成度とし、役職別基準報酬に業績指標に応じた値を乗じて算出する。

※当事業年度に係る会社業績の業績指標は「I 企業集団の現況に関する事項 4. 財産及び損益の状況の推移」（招集ご通知32ページ参照）に記載しております。

(4) 株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）の割当の決定に関する方針及び非金銭報酬に関する事項

非金銭報酬である株式報酬型ストック・オプションは、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的に割当を行う。事業年度終了後、当社の業績や取締役個人の役職や職責、評価に応じて人事部門が個人別の割当案を作成する。その後、取締役の個人別の報酬等の決定について取締役会から一任された報酬委員会が決定し、新株予約権の公正な評価単価の算定等、所定の手続きの後に割当する。なお、その権利行使については退任時のみ可能とする。

(5) 固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）、及び株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）の額の割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬における割合は固定報酬50%、業績連動報酬50%（うち40%を会社業績反映部分、残り60%を個人業績反映部分）の比率を基本として策定し、業績連動報酬は上記（3）のプロセスにより変動する。株式報酬型ストック・オプションについては、別枠で割当の可否並びに割当数を、上記（4）のプロセスにより決定する。

(6) 報酬等の内容が方針に沿うものと判断した理由

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会にて報酬委員会へ一任することを決議した後、同報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会にて報酬委員会へ一任することを決議した後、同報酬委員会にて決定する。報酬委員会は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストック・オプションの額及び割当数を確定し、取締役の個人別報酬等を決定する。報酬委員会の委員は各取締役の職責や担当について俯瞰的に評価することができることから独立社外取締役と代表取締役にて構成することが最も適していると判断し、客観性及び透明性を高める必要性を重視し、委員長は独立社外取締役が務める。

※報酬委員会の委員構成は次のとおりです。

- 委員長 新井良亮（社外取締役 独立役員）
- 委員 村田博文（社外取締役 独立役員）
- 委員 齋藤知久（代表取締役会長兼CEO）
- 委員 小野寺徹（代表取締役社長兼COO）

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は2名です。また、別枠で2017年11月14日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。監査役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	134,185千円 (18,000千円)	75,273千円 (18,000千円)	53,253千円 (-)	5,659千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	16,000千円 (16,000千円)	16,000千円 (16,000千円)	- (-)	- (-)
合 計	10名	150,185千円	91,273千円	53,253千円	5,659千円

- (注) 1. 上記の報酬の額は報酬委員会により決定方針に沿って決定されたものであります。
 2. 上記の報酬の額には、無報酬の監査役1名を含んでおりません。
 3. 非金銭報酬の内容及びその交付状況については「Ⅲ 会社の新株予約権に関する事項 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」(招集ご通知37ページ参照)に記載しております。

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役新井良亮氏は、株式会社ルミネの相談役、株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役及び公益社団法人日本鉄道広告協会の会長並びに株式会社パルグループホールディングスの社外監査役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・取締役山口香氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミホールディングス株式会社の社外取締役並びに東京都教育委員会の委員、公益財団法人日本サッカー協会の理事、公益財団法人日本バレーボール協会の理事を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・取締役村田博文氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事並びに公益財団法人本庄国際奨学財団の評議員を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役伊藤秀行氏は、株式会社レナサイエンスの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 新井良亮	17回	100.0%	- 回	- %
取締役 山口香	16回	94.1%	- 回	- %
取締役 村田博文	17回	100.0%	- 回	- %
監査役 横山浩司	17回	100.0%	15回	100.0%
監査役 伊藤秀行	17回	100.0%	15回	100.0%

・主な活動状況の概要

	主な活動状況
取締役 新井 良 亮	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、会社の経営者としての見地から取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
取締役 山 口 香	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、また、指名委員会の委員を務め、独立した客観的且つ多様な観点から取締役会意思決定に対する助言・提案を行っております。
取締役 村 田 博 文	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、報酬委員会の委員を務め、会社の経営者としての見地から適切で様々な助言を行っております。
監査役 横 山 浩 司	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会15回全てに出席したほか、常勤監査役として主に財務・会計及び経営全般での豊富な知識と経験から取締役会の議案審議に必要な助言を適宜行っております。
監査役 伊 藤 秀 行	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会15回全てに出席し、主に税理士としての専門性の高い税務及び会計の知見を基に取締役会の意思決定に適切な助言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,567千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導等を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

1. 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を取締役に周知徹底させる。
- (2) 取締役社長がコンプライアンス委員長及び委員を指名し、社内に委員会事務局を設置する。公益通報の窓口を委員会事務局と当社が委託する法律事務所に設置する。コンプライアンス委員会事務局は、取締役に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、取締役のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3) 「取締役会規程」に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規定に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長がリスク管理担当役員を指名し、リスク管理の統括部門は経営戦略部とする。リスク管理担当役員並びに経営戦略部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 常務会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決議事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うものとする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、経営執行会議（局長会）・番組検討会等の諸会議を開催し、その検討結果を経て常務会及び取締役会で決議することとする。
- (4) 予算制度に基づき月次業績を適時に把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

5. 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他必要な規程類に基づき、当社グループ全体が一体となって、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (3) 経営戦略部は関係会社の統一的内部統制を管轄し、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室と連携し内部監査を実施する。
- (4) リスク管理統括部門は、当社グループのリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

- (5) コンプライアンス委員会事務局は、関係会社の取締役等が社内での法令違反行為等について当社への相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (6) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。
- (7) 当社は、親会社との間で、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら適切に業務を行い、企業グループとして社会的責任を全うするため、必要に応じて情報を共有する。
- (8) 当社は、少数株主保護のため、親会社等との取引等に際しては、当該取引等の必要性及び当該取引条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- (2) 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部監査室は、内部統制監査を実施し、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各所管部門は、早急にその対策を講ずる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また「企業行動憲章」を当社グループの取締役等に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応手法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との関わりを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、「契約管理規程」に「反社会的勢力との関わりに関する調査・確認」の条項を設け、締結する契約書には行為規範条項を設け、反社会的勢力との関わりがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規定上反社会的勢力との関わりがないことの確認を義務化している。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ② 当社グループの内部監査室の活動概要
 - ③ 当社グループの内部統制に関する活動概要
 - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況

- (2) 関係会社の取締役等及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ② 監査役等の活動概要
 - ③ 内部統制に関する活動概要
 - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況
- (3) 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (4) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (5) 監査役の仕事の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の仕事に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (6) 監査役会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人、関係会社監査役その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (7) 監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

Ⅶ 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システムの整備に関する基本方針」に沿った内部統制システムの整備及び運用状況は以下の通りです。

- (1) 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
 - ・「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容を報告している。

- ・個人情報保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
 - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第23期において20回の内部監査を実施した。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・「取締役会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役会、常務会等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体を対象とした厳正な管理を行っている。
 - ・定期的にリスク管理委員会を開催し、関係会社からのリスク管理報告書を含めて説明し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」、「常務会規程」等に基づき、第23期において、取締役会（定時12回、臨時5回）、常務会（定時23回、臨時23回）等を開催した。
 - ・月次業績については、当社グループ全体の月次決算情報等を取締役会及び常務会において適時に報告している。
- (5) 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ・コンプライアンス担当部門及び関係部門は、当社グループ全体を対象として、法令研修（マイナンバー制度等）、インサイダー研修等を開催している。また、親会社のコンプライアンス担当部門及び関係部門が、グループ全体を対象として開催する法令研修等にも参加している。
 - ・経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を図っている。
 - ・親会社との間で、企業グループとしての社会的責任を全うするため、経営の独立性を確保しながら情報共有を図っている。
 - ・少数株主保護のため、親会社等との取引等については、取締役会等において取引の内容等の検討及び確認を十分に実施している。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
 - ・「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
 - ・取引先についても、「契約管理規程」に基づきチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は職務を補助すべき使用人として、内部監査室から1名を監査役補助使用人として選定している。
- (9) 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は取締役会等に出席するとともに、当社グループ各社の取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
 - ・監査役は代表取締役、非業務執行取締役、会計監査人等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を図っている。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はB S デジタル放送事業者という高い公共性に鑑み、永続的且つ健全な経営の維持に努めるとともに、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で、長期にわたり安定した利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第23期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。なお、当期の配当につきましては、1株当たり期末配当20円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

2021年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,520,147	流 動 負 債	2,549,329
現金及び預金	13,021,321	買掛金	500,329
受取手形及び売掛金	2,065,994	短期借入金	500,000
たな卸資産	363,519	未払金	421,646
その他の	69,312	未払費用	267,556
固 定 資 産	7,452,758	未払法人税等	634,721
有 形 固 定 資 産	7,011,019	賞与引当金	15,000
建物及び構築物	2,369,269	返品調整引当金	60,585
土地	4,034,756	その他の	149,490
その他の	606,993	固 定 負 債	107,404
無 形 固 定 資 産	84,248	退職給付に係る負債	89,109
投 資 そ の 他 の 資 産	357,490	その他の	18,295
投資有価証券	104,750	負 債 合 計	2,656,734
繰延税金資産	189,065	純 資 産 の 部	
差入保証金	34,018	株 主 資 本	20,301,358
その他の	29,655	資本金	4,183,936
資 産 合 計	22,972,905	資本剰余金	3,517,726
		利益剰余金	12,599,839
		自己株式	△143
		新 株 予 約 権	14,812
		純 資 産 合 計	20,316,171
		負 債 純 資 産 合 計	22,972,905

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

〔 自 2020年 9月 1日 〕
〔 至 2021年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		12,004,411
売 上 原 価		5,553,569
売 上 総 利 益		6,450,842
販売費及び一般管理費		3,781,177
営 業 利 益		2,669,665
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,213	
保険解約返戻金	69,152	
その他	5,928	76,295
営 業 外 費 用		
支払利息	3,903	
その他	62	3,965
経 常 利 益		2,741,994
税金等調整前当期純利益		2,741,994
法人税、住民税及び事業税	909,954	
法人税等調整額	△34,271	875,683
当 期 純 利 益		1,866,311
親会社株主に帰属する当期純利益		1,866,311

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2020年 9月 1日 〕
〔 至 2021年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	4,183,936	3,517,726	11,089,605	△143	18,791,125	9,153	18,800,278
当期変動額							
剰余金の配当			△356,077		△356,077		△356,077
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,866,311		1,866,311		1,866,311
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						5,659	5,659
当期変動額合計	－	－	1,510,233	－	1,510,233	5,659	1,515,892
当期末残高	4,183,936	3,517,726	12,599,839	△143	20,301,358	14,812	20,316,171

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

貸借対照表

2021年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,674,236	流 動 負 債	1,824,109
現金及び預金	12,891,565	買掛金	430,396
売掛金	1,587,991	未払金	349,825
番組勘定	136,114	未払費用	261,007
前払費用	54,407	未払法人税等	628,590
その他	4,156	未払消費税等	88,058
固 定 資 産	7,462,396	前受金	25,330
有 形 固 定 資 産	7,009,535	賞与引当金	15,000
建物	2,367,963	預り金	25,900
構築物	533	固 定 負 債	107,404
機械及び装置	518,498	退職給付引当金	89,109
工具、器具及び備品	87,784	その他	18,295
土地	4,034,756	負 債 合 計	1,931,513
無 形 固 定 資 産	82,936	純 資 産 の 部	
商標権	4,960	株 主 資 本	20,190,305
ソフトウェア	75,544	資 本 金	4,183,936
その他	2,431	資 本 剰 余 金	3,517,726
投 資 そ の 他 の 資 産	369,924	資本準備金	3,517,726
投資有価証券	104,750	利 益 剰 余 金	12,488,786
関係会社株式	14,000	その他利益剰余金	12,488,786
繰延税金資産	187,523	繰越利益剰余金	12,488,786
差入保証金	34,018	自 己 株 式	△143
その他	29,632	新 株 予 約 権	14,812
資 産 合 計	22,136,632	純 資 産 合 計	20,205,118
		負 債 純 資 産 合 計	22,136,632

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

〔 自 2020年 9月 1日
至 2021年 8月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,269,329
売 上 原 価		5,162,096
売 上 総 利 益		6,107,232
販売費及び一般管理費		3,475,090
営 業 利 益		2,632,142
営 業 外 収 益		
受取利息	174	
受取配当金	1,037	
保険解約返戻金	69,152	
その他	1,783	72,148
営 業 外 費 用		
その他	62	62
経 常 利 益		2,704,228
税 引 前 当 期 純 利 益		2,704,228
法人税、住民税及び事業税	898,359	
法人税等調整額	△34,271	864,088
当 期 純 利 益		1,840,140

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

〔 自 2020年 9月 1日 〕
〔 至 2021年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	4,183,936	3,517,726	11,004,724	△143	18,706,243	9,153	18,715,397
当期変動額							
剰余金の配当			△356,077		△356,077		△356,077
当期純利益			1,840,140		1,840,140		1,840,140
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						5,659	5,659
当期変動額合計	－	－	1,484,062	－	1,484,062	5,659	1,489,721
当期末残高	4,183,936	3,517,726	12,488,786	△143	20,190,305	14,812	20,205,118

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月12日

日本BS放送株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本BS放送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月12日

日本BS放送株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月14日

日本BS放送株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 浩司 ㊟

監査役 川村 仁志 ㊟

監査役 伊藤 秀行 ㊟

(注) 監査役横山浩司及び監査役伊藤秀行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール



(交通のご案内)

地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- 東京メトロ 千代田線 「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約4分
- 半蔵門線 「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
- 丸の内線 「大手町駅」 丸の内方面改札より 徒歩約7分
- 東西線 「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
- 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。